令和6年度川崎市子ども・若者等支援事業（こどもサポート旭町） 評価基準

評価項目		評価の視点	配点
1	事業目的		
	（1） 事業目的の理解・役割認識	不登校や引きこもりなど、様々な課題や困難を抱える子ども・若者（以下「不登校児等」という。）について、その現状を理解し、本事業において事業者が担うべき役割を理解しているか。	10
2	業務の実施		
	（1） 居場所の提供	不登校児等が安心して過ごせるとともに、集中して学習できる居場所の提供について、個々の状況に配慮した具体的かつ効果的な取組が示されているか。	15
	（2） 学習支援	不登校児等の進学のための学習支援、学校の授業の予習・復習の支援、日々の勉強の習慣づけの支援について、個々の状況に応じた具体的かつ効果的な取組が示されているか。	15
	（3） 生活習慣取得支援	不登校児等の基本的な生活習慣の習得に向けた支援について、個々の状況に配慮した具体的かつ効果的な取組が示されているか。	15
	（4） 不登校児等保護者会の開催	不登校児等の保護者に対する支援の必要性を理解し、具体的かつ効果的な取組が示されているか。	5
	（5） 個別検討会議の開催	不登校児等及び保護者に対する接し方や支援方法などについて、関係機関と検討・議論することの重要性を理解し、具体的な取組が示されているか。	5
	（6） 不登校の経験を持つ高校生との交流会の開	こどもサポート旭町の利用者と不登校経験のある高校生との交流会・懇談会などについて、開催方法や頻度など、具体的な取組が示されているか。	5
3	業務の体制		
	（1） 職員の体制	責任者、学習等指導員及び保護者相談員について、本事業に実施に必要な資格・経験を有した人材が配置されているか。	10
	（2） 職員の質の向上	職員の資質向上に向けた研修等について、具体的かつ効果的な取組が示されているか。	5
	（3） 安全・衛生管理及び感染症対策	安全・衛生管理及び感染症対策について、適切な体制が取られているか。	5
	（4） 緊急事態への対応	事故・災害等の緊急事態に対する対策は十分か。また、緊急事態時の連絡体制等は適切か。	5
	（5） 苦情等への対応	利用者からの苦情を受け付ける体制は適切か。	5
	（6） 情報管理	個人情報の取扱いについて、法令等を理解し、適切な情報の維持管理を行う体制が取られているか。	5
4	応募団体の評価		
	（1） 見積書の妥当性	見積金額が実施体制や業務内容、提案内容に対して適切な金額となっているか。	5
	（2） 応募団体の経験・実績	本事業と類似の事業の実績があり、安定した事業の実施に十分な経験を有しているか。	5
			115